

## 一般社団法人日本冷凍食品協会加入及び会費に関する規程

(加入資格者)

第1条 一般社団法人日本冷凍食品協会（以下「本会」という）に加入できる者は会員については本会の定款第5条に定める資格を持つ者でなければならない。

(加入申込)

第2条 本会に加入しようとする者は、次の書類とともに加入申込書を会長に提出しなければならない。

1. 本会会員(正会員1名または準会員2名)、本会会長または関係官庁の推薦状
2. 事業内容の概要(会社概要および冷凍食品業務内容または関連業務の内容)
3. 事務連絡担当者通知書
4. その他理事会が必要と認めた書類

また、本会に加入しようとする者は、加入申込書提出時に、その代表者またはこれに準ずる者が、原則として推薦者同伴のもと、本会常勤役員の面接を受けなければならない。

(加入)

第3条 本会の会長は、加入申込があった場合は、関係書類を審査のうえ理事会の承認を求めなければならない。

会長は、遅滞なく加入申込者にその旨を通知し、加入せしめるものとする。

(会費および入会金の額ならびに徴収方法)

第4条

(1) 入会金 正会員及び準会員として新たに加入する者は、入会金として10万円を納入しなければならない。

賛助会員は、入会金の納入を要しない。

(2) 会費 正会員は固定費と変動費を納入するものとする。

正会員の固定会費は、

第1種	年額	1,000万円
第2種	年額	300万円
第3種	年額	100万円
第4種	年額	58万円
第5種	年額	37万円

正会員の変動会費は、

- ①第1種及び第2種は冷凍食品売上高規模などを総合的に勘案し、会員ごとに定める。
- ②第1種及び第2種以外でも、冷凍食品売上規模の大きな会員については同様の変動会費を適用する。

準会員の会費は、

第1種	年額	36万円	
第2種	年額	18万円	とする。

賛助会員は、

年額	15万円	とする。
----	------	------

### (3) 徴収方法

- ①会費は本会が発行する請求書に基づき、当該年度の6月30日までに納入するものとする。
- ②新規加入会員の当該年度における会費については、加入時点の残余月数に比例した額を協会が発行する請求書に基づき納入するものとする。
- ③会員が既に納入した入会金および会費は、これを返還しないものとする。

### 附 則

この規程は、平成26年度通常総会の翌日（平成26年5月29日）から施行する。